

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和2年10月1日(2020.10.1)

【公開番号】特開2019-119635(P2019-119635A)

【公開日】令和1年7月22日(2019.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-029

【出願番号】特願2017-254034(P2017-254034)

【国際特許分類】

C 03 C 27/12 (2006.01)

B 32 B 17/10 (2006.01)

C 08 J 5/18 (2006.01)

【F I】

C 03 C 27/12 F

C 03 C 27/12 L

B 32 B 17/10

C 08 J 5/18 C E Y

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月19日(2020.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0044

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0044】

本発明に用いるアクリル系多層構造重合体粒子(Y)の含有量は、A層の全質量に対して、40質量%以上であることが好ましく、50質量%以上であることがより好ましく、62質量%以上であることが特に好ましい。また、アクリル系多層構造重合体粒子(Y)の含有量は、A層の全質量に対して、80質量%以下であることが好ましく、70質量%以下であることがより好ましく、67質量%以下であることが特に好ましい。

なお、アクリル系多層構造重合体粒子(Y)の含有量は、アセトンを用いて以下の方法にて求めるものとする。

A層を構成するアクリル系樹脂組成物を充分乾燥して水分を除去した後、その質量(W1)を測定する。次に、このアクリル系樹脂組成物を試験管に入れ、アセトンを加えて溶解し、アセトン可溶部を除去する。その後、真空加熱乾燥機を使用してアセトンを除去し、残留物を得る。この残留物から微粒子を分離し、次に得られた残留物の質量(W2)を測定する。次式に基づいて、アクリル系多層構造重合体粒子(Y)の含有量を求める。

$$[\text{アクリル系多層構造重合体粒子}(Y)\text{の含有量}] = (W2 / W1) \times 100 (\%)$$

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0049】

アクリル系多層構造重合体粒子(Y)とメタクリル系樹脂(M)を混合したアクリル系樹脂組成物(R1)中におけるメタクリル系樹脂(M)の配合量は特に制限されず、アクリル系多層構造重合体粒子(Y)100質量部に対して、1質量部以上であることが好ましく、5質量部以上であることがより好ましく、15質量部以上であることが特に好ましい。メタクリル系樹脂(M)の配合量は、アクリル系多層構造重合体粒子(Y)100質

量部に対して、100質量部以下であることが好ましく、70質量部以下であることが好ましく、45質量部以下であることが特に好ましい。メタクリル系樹脂（M）の配合量が100質量部より多くなると、A層が式（3）を満たすことが困難になる傾向がある。